

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

### ②評価調査者研修修了番号

SK2021045・2804、3005、S2022020・2401

### ③施設の情報

名称：森の風学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：相田 徳夫	定員（利用人数）： 24名（ 23名）	
所在地：福島県石川郡玉川村四辻新田字諏訪平 125-5		
TEL：0247-57-3788	ホームページ： <a href="http://yumemi.or.jp/publics/index/31/">http://yumemi.or.jp/publics/index/31/</a>	
【施設の概要】		
開設年月日 平成 26 年 12 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 ゆめみの里		
職員数	常勤職員： 26 名	非常勤職員 4 名
有資格職員数	（資格の名称） 社会福祉士 1名、精神保健福祉士 1名、保育士 9名、 看護師 1名、栄養士 1名、調理師 5名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	居室等 4棟（各定員6名） 本園（各8室）・地域（6室）	管理棟、心理療法棟

### ④理念・基本方針

#### （1）理念

安心…ありのままの姿を受容・容認し、喜びをもった生活

信頼…まず自分を信頼できるようなかかわり 響き合う心

自立…内面からわき起こる自らの考えで自ら実践するための意志

感謝…すべてに感謝の気持ちで受け止める

#### （2）基本方針

理念を念頭に置き、プロセスを大事に考え、丁寧に繰り返し行う。明朗で愛和に満ちた生活をおくる。こどもが自分の力で生きていくための経験・智慧を身につけさせる。こどものお手本となる大人となり、こどもの情操を涵養する。報告・連絡・相談をし、チームでこどもの養育にあたる。

### ⑤施設の特徴的な取組

- ・開設から9年目となる森の風学園は、広い敷地の中に小川や池などがあり緑に囲まれた傾斜地に立地しており、発達の状況に応じた自由な発想で遊ぶことができる環境にある。
- ・3つのユニット（棟）に分かれている居住棟は、各年代の子どもたちと職員が一つの家族を構成しながら生活できるようになっている。子どもたちには個室が整備されプライバシーに配慮されている。
- ・各ユニット（棟）では、職員による子どもたちの生活状況の把握や対話を通じた寄り添う支援・養育により基本的欲求が充足されているだけでなく、子どもたちの身近な存在として職員と一緒に家事をしたり、日々の生活の中での声掛け等により基本的な生活習慣を確立するようにしている。
- ・子どもたちの主体性を尊重する観点から子ども部会を設置し、自分たちのことは自分たちで話し合っ決めていくということを大切にしている。
- ・各ユニット（棟）では、高校や大学受験を控えた子どもが集中して勉強できるよう別室を設けたり、園内学習塾や受験対策委員会を設置し学習支援に取り組んでいる。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年5月1日（契約日）～ 令和5年12月27日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度 （令和2年度）

### ⑦総評

#### ◇特に評価の高い点

#### <新任職員研修の充実>

新任職員に対しては、職員として身につけるべき基礎を学ぶ研修会を計画的に実施している。特筆すべきは、その研修内容であり、社会的養護、発達障害、労務管理、社会人の基本マナー等11課目で構成し一定の期間のなかで実施し、初回には必ず創設者の社会的養護に対する考えや施設を創設したときの思いを直接伝えている点は高く評価できる。

#### <性に関する教育>

施設では、小学1年生の児童から高校を卒業した者も生活している施設における性に関する教育の重要性を理解し、子どもたちの発達段階に応じた性教育マニュアルを作成するだけでなく、それぞれの発達段階に応じた達成目標を設定し、計画的に学びの機会を作り実践している。特に、小さな子どもたちにもわかりやすいようにイラストを用いたり、男の子と女の子の紙人形を使ってプライベートゾーンをわかりやすく説明するなどの工夫をしている点は高く評価できる。

#### ◇改善を求められる点

##### <資金計画を踏まえた中・長期計画の策定>

前回の第三者評価の結果を踏まえ、未整備だった中・長期計画を令和5年度の森の風学園事業計画に盛り込んだが、計画期間の定めはなく資金計画も盛り込まれていないため、内容的には不十分である。

施設の中・長期計画は、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものであり、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化を図るための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要になる。

については、養育・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標・ビジョンを明確にし、それを実現するための組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画にすべく園長がリーダーシップをとり、3～5年を計画期間とした資金計画も含めたものとなるよう、職員とともに話し合いをしてほしい。

##### <施設長のリーダーシップ>

園長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められる。また、個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められる。

については、施設をリードする立場として、職員とのコミュニケーションを密にしながら、現場の意見を理事会につなげるパイプ役としてリーダーシップを発揮するとともに、施設における養育・支援の質に関する課題を把握し、施設全体に明らかにしたうえで、その課題と改善に向けた取組を進めてほしい。

##### <組織として意思決定できる仕組みの構築>

施設は、設立当初から現理事長である園長の強いリーダーシップのもとで運営されてきたが、令和4年度に園長が交代するなかで、組織としての意思決定のあり方がトップダウンから職員全体の意見等を踏まえたボトムアップへと大きく変わっていることを幹部職員は認識している。そこで、新たに第三者評価委員会を設置し、評価項目を自主的にチェックする取組を通して施設運営や職員の資質とモラルの向上、チームワークによる子どもの支援の実現を目指して動き始めている。

今後は、その取組が委員会メンバーや幹部職員だけでなく、組織を構成する全職員が参画するなかで情報を共有し、組織として意思決定できる仕組みを構築するとともに、PDCAサイクルにより機能する組織としてほしい。

##### <施設全体の研修計画及び職員個別の研修計画の策定>

評価の高い点として新任職員研修の充実を取り上げたが、計画的に実施されているのは新任職員研修のみであり、期待する職員像を明確に示し、職員一人ひとりの

育成に向けた目標設定や必要な研修を計画的に実施するための仕組みはない。

個別の研修計画は、施設として期待する職員像、社会的養護施設に求められる職員の姿を明確に示すことから始まり、一人ひとりの職員がその目標に向かって研鑽を積むために不可欠なものである。また、施設全体の研修計画は、それぞれの階層ごとに必要とされる知識や技術を習得するため、それぞれ適した研修形態で計画的に学ぶことができるようにするために不可欠なものである。

については、施設全体の研修計画を策定するとともに、職員一人ひとりの目標管理ができるような個別の研修計画シートを定め計画的に進めてほしい。また、進めるにあたっては、年度の中間、期末に園長等の管理者が職員と個別面接を行い、目標達成と取組状況をお互いに評価しながら、職員一人ひとりの資質向上を図ってほしい。

### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価は第3回目になる。総評では、高い点として＜新任職員研修の充実＞＜性に関する教育＞については高い点を頂きました。

＜新任職員研修の充実＞については、今後もより一層充実していきます。

＜性に関する教育＞

性に関する教育の内容として、人間関係、価値観、人権、文化、セクシャリティ、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、健康とウェルビーイング（幸福や喜び）のためのスキル、人間の体の発達、セクシャリティと性的行動、性と生殖に関する健康について、このような内容を発達段階に応じて理解させ、人として、思いやりを常に持ち続け、差別偏見の心を持たせないように教育することを目指す。

改善を求められる点での評価は、＜資金計画を踏まえた中・長期計画の策定＞＜施設長のリーダーシップ＞＜組織として意見決定できる仕組みの構築＞＜施設全体の研修計画及び職員個別の研修計画の策定＞四つについて改善を求められました。

＜資金計画を踏まえた中・長期計画の策定＞

最初に職員満足の実現に向け、職員の確保及び定着安定を目指す。明確な人材育成の方針仕組みを構築し具体的内容を計画していく。職員の権利を保障し、働くことに誇りと喜びがもてる職場環境の整備を図る。職員の定着により措置費の収入の安定が見込まれることにより経営の安定に繋がる。職員の満足度の実現により、個々のグループホームのチームワークが良好になり職員同士のコミュニケーションが密になり質の高い養育・支援の実現に繋がる。児童の笑い声が絶えない家にする。これにより児童に自信と自分を大切にす気持ちるを心の中に植え付け、感謝と思いやりを持たせる。生きていて良かったと感じられる施設を目指す。施設の環境整備等に着手及び地域の貢献を目指す。施設の外壁等の修理、危険個所の修理防災装置箇所の調査・工事については資金計画を立て数年計画で修理していく。地域の貢献についても資金及び人材の確保等の計画を立て実施していく。

以上のことを踏まえ改善していく。

<施設長のリーダーシップ>

児童満足の実現、職員満足の実現、経営満足の実現、社会満足の実現の四本の柱を持って職員と理事長とのコミュニケーションを密にして改善に向けた取組を進める。

<組織として意思決定できる仕組みの構築>

全職員が参画できる体制作りを進める。職員が上下関係抜きで話せる職場環境を整える。

<施設全体の研修計画及び職員個別の研修計画の策定>

研修計画を策定し職員一人ひとりの資質向上を図ると同時に職場で実践できるように職場環境を整えていく。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設としての養護・支援の考え方が、理念や基本方針に謳われ、その内容が、新任職員研修や職員会議等で説明され、職員の拠り所となっている。また、施設内に明示し、ホームページ等に記載され、子どもたちと職員と一緒に確認することもできるようになっている。</p> <p>子どもたちは、様々な家庭事情等があることから、これまで保護者に理念や基本方針を周知していなかったが、今後は、保護者に対して、パンフレット等通じて、施設の考え方や姿勢を示し、更なる信頼を高め、家族の再統合の一助としてほしい。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全国児童養護施設協議会や県児童福祉施設部会等通じて、国の社会的養護の施策の動向を把握している。また、管内の自立支援協議会や教育委員会等に参画し、不登校や発達障がいの子どもの課題など情報収集を行っている。</p> <p>これまで、情報収集は図っているが、そのデータの分析に至っていない。今後は、把握したデータに加えて財務的観点を踏まえて、施設の経営状況について分析し、中・長期計画策定に繋げてほしい。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長、職員それぞれが、「人材確保、人材定着、人材育成」について不安を感じている。今後は、社会的養護の国、県、地域の動向について集めた情報を園長等が分析し、職員会議で周知するとともに、施設の抱える経営課題を協議するなど、職員全体で考え、解決・改善に取り組んでほしい。そのために、園長がリーダーとなり、法人本部と連携を密にし、優先順位や進行管理を図って、経営課題の解決に努めてほしい。</p>
---

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画は、策定されていない。今後は、園長が把握する現状を職員に説明し、期限や時間を定めた話し合いを実施してほしい。また、組織体制や職員体制、人材育成等の現状分析を行い、社会的使命である地域支援や財源を含めた中・長期計画策定に取り組んでほしい。</p>		
⑤	I—3—（1）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画が策定されていないため、c評価となる。単年度の計画は、ユニット（棟）ごとに養育や支援の各項目に、子どもたち個々の自立支援計画を反映させた詳細で具体的な計画であり、評価しやすい内容となっている。</p> <p>今後は、養育・支援の部分以外の施設経営や人材育成等の中・長期計画を定め、養育や支援と同様に、成果等確認しやすい単年度の計画を作成してほしい。</p>		
I—3—（2）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（2）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>直接処遇職員がユニットごとに毎年12月から、養育・支援の評価を行っている。直接処遇職員は、子どもたちの年齢及び個々の特性に応じて、同じ養育内容でも支援の方法を変えるなどの工夫をしている。それらを踏まえて、園長、基幹的職員、主任保育士、ユニットリーダーで事業計画を作成している。なお、事業計画は、職員会議で職員に対して説明しており、周知が図られている。</p>		
⑦	I—3—（2）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画は、子どもや保護者に対して、口頭で説明しているが、文書は渡していない。子どもや保護者の理解力等に応じて、写真等取り入れた分かりやすい計画を作成するなどの工夫をし、周知を図ってほしい。子どもや保護者も施設の事業計画を把握することで安</p>		

心し、信頼感を高めることに繋がるため、できるところから取り組んでほしい。

#### I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育・支援については、自立支援計画を年2回見直しを図り、組織的に評価を行う体制ができています。</p> <p>また、今年度より、第三者評価担当を配置し、評価を分析・検討するためのスタートラインに立ったため、養育基本方針改正を含めて、施設全体でPDCAサイクルに基づく養育・支援の質の向上に取り組んでほしい。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価結果の話合いを行い、課題や改善策を職員会議で共有しているが、文書化されていない。</p> <p>今後は、担当が変わったり、新しい職員であっても、これまでの経過等を理解できるようにするため、記録することを習慣化・ルール化して、課題や改善点等を伝える仕組みを確立してほしい。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について広報紙、職員会議等において表明している。</p> <p>しかし、施設の経営・管理等に関することについて、職員に十分に伝わっていない。今後は理事会と職員のパイプ役として積極的な役割を果たし、施設全体で経営・管理に取り組むためのリーダーシップを発揮してほしい。</p> <p>また、園長の不在時の権限委任を明確にしてほしい。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント>		



<p>園長は、全国児童養護施設協議会や県児童福祉施設部会等の研修や会議に参加して、法令遵守の観点での経営に関する内容把握に努めている。また、その内容を職員会議や個別面談で職員に伝える工夫をしている。</p> <p>今後は、周知した内容を職員が遵守するためにコンプライアンス作成、担当委員会の設置等、具体的手法を明示し、施設全体で取り組むための体制作りを図ってほしい。</p>		
<p>Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、養育・支援の質の向上のため、明確な目標を定め、子どもの利益等について、職員一人ひとりが考えをまとめたり、発言できる機会づくりに取り組んでいる。</p> <p>今後は、施設における養育・支援の質について、定期的、継続的に評価分析を行い、課題を把握し、施設全体で、その課題と改善に向けた取組が図れるような体制を整備してほしい。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、基幹的職員等と共に、休暇を取りやすくする等、働きやすい環境整備に取り組んでいる。</p> <p>今後は、経営資源を有効活用して、質の高い養育・支援の実現のため、人事、労務、財務等の視点から現状把握や分析を行い、その課題を基幹的職員等と共有するとともに具体的改善に繋げるよう指導力を発揮してほしい。</p>		

## Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>組織として、保育士養成校等を訪問し、福祉人材の確保に努めており、新任職員研修を行うなど人材育成・定着を図っている。また、新たに人事部を設立し、施設として必要な人材の確保・育成、人員体制の整備を図ることを計画している。</p> <p>今後は、人事部と園長を中心として、財源確保や各種加算の取得を踏まえた福祉人材の確保・育成の方針及び計画を作成し、職員等に明示するなど、法人・施設一丸となって取り組みを進めてほしい。</p>		
15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>総合的な人事管理が行われていない。今後は、職員の処遇向上を含めた総合的な人事管理を図るために、職員との面談や会議等、口頭で行っている指示や指導を书面化して、人事管理の透明性を図りつつ、キャリアパス制度、人事考課に取り組んでほしい。</p>		

Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>夜勤等不規則な勤務シフトであるが、職員個々への声かけや面談等により、家庭や職員個人の希望等に配慮した勤務体制を図っている。また、今年度より心身の不調の予防とセルフケアの充実を図るため、心理療法担当職員が関わりストレスチェックを行い、個別及び職場全体のストレス傾向の把握に取り組んでいる。</p> <p>今後は、更なる働きやすい職場づくりに向けて、把握した内容を分析し、具体的な改善策を図れるよう取り組んでほしい。</p>		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ユニットごとに養育・支援の方針が定められており、その方針によって、確認、指導等行っているが、職員一人ひとりの目標作成（目標項目、目標水準、目標期限等）までは、至っていない。</p> <p>今後は、施設全体の研修計画作成や職員一人ひとりの目標管理シートを定め、その計画に基づいて、中間、期末面接を行う等、目標達成と取組状況を評価して、職員一人ひとりの資質向上を図ってほしい。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設全体の教育・研修計画が策定されていない。今後は、施設としての職員の教育・研修に関する計画を策定するために、現在の職員の状況や希望等を把握し、職員に期待する知識の質や量、援助技術、専門資格の必要性等を明示する必要がある。その上で、施設内外の研修を体系的、計画的に受講し、定期的に個別教育・研修計画の評価、見直しを行ってほしい。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設内で行われる新任職員研修は、施設全体で専門的講義や担当者を定め、時間をかけて手厚い研修が行われている。</p> <p>今後は、施設が目指す養育・支援を実現するため、職員一人ひとりについて、知識、援助技術の状況を把握し、研修発表以外にも、研修成果の評価や分析を次の研修計画に反映させるような継続性を保てる仕組みや体制づくりに取り組んでほしい。</p>		
Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

主に保育士実習生を受け入れており、オリエンテーションで、児童養護施設の子どもたちの特性を伝え、子どもたちのおかれている状況や表向きはわかりにくい子どもたちの心の状態についての寄り添い方等について説明して、適宜面談や振り返りを行っている。

今後は、受け入れについての連絡窓口、子どもや保護者への事前説明等のマニュアルを作成し、実習生受け入れ体制を整備してほしい。

### II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページに施設の理念、決算書及び苦情対応状況等を掲載し、施設運営の透明性を図っている。また、広報紙やブログにて、施設の行事である避難訓練をはじめ、子どもたちの普段の様子がわかりやすく記載されている。</p> <p>今後は、民生委員・児童委員や行政区長をはじめとする地域の関係者等に広報紙を配布し、地域の中の施設として新たに地域の関係者等と協働した活動等に取り組んでほしい。</p>		
22	II—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設における経理規程等によって、事務、経理、取引が行われており、会計事務所、社会保険労務士と業務契約を取り交わし、定期的指導、相談を受ける体制ができている。</p> <p>今後は、経理等の定期的な確認や専門家の指導以外に、職員が経理等についての手続きや施設運営についても理解を深める手段とするために内部監査等の実施に努めてほしい。</p>		

### II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の子どもが地域の中で地域とともに生活するために、定期的な草刈りや雪かき活動、地域における四季の祭りに参加している。また、児童養護施設の専門性を活かした子どもの養育についての研修、チャリティーコンサート開催や里親制度説明会等、積極的に地域への働きかけを行っている。</p> <p>今後は、森の風縁日や避難訓練等を地域住民と一緒に実施するなど、地域に対して施設を開放する考え方を文書化して、地域の活動の場となるような工夫を図ってほしい。</p>		
24	II—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>ボランティア受入規程を定め、施設としての意思統一を図り、必要に応じて発達障がい等の専門的な知識の説明を行ったうえで、学習支援等のボランティアを受け入れている。</p> <p>活動後に職員とボランティアで振り返りの場を持つなどの対応をしているが、今後は、その内容を記録化し、ボランティア受入規程の改定や書式の整理を行い、受け入れ体制の強化を図ってほしい。</p>		
<p>Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの養育・支援の質の向上及び継続性を確保するために、子どもや家族の情報を相互に提供する関係性が児童相談所、学校、行政等と保たれ、いつでもケース検討会ができる関係が構築されている。</p> <p>今後は、施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、個々の子どもの状況に対応できる社会資源のリスト作成に取り組み、職員間の情報共有を図ってほしい。</p>		
<p>Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各種関係機関との会議や説明会開催により、地域における子どもの養育・支援のニーズを把握する機会を持っている。しかし、施設として定期的・組織的に把握する仕組みを持っているとはいえない。</p> <p>今後は、地域から把握した「社会的養護の理解不足」等について、イベントや研修の際にアンケートを実施する等、地域の福祉ニーズの把握に努め、そのニーズを職員に周知したり、分析して、新たな取組に繋げてほしい。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍ながら400名参加したチャリティーコンサート、里親説明会、専門的知識を活かした出前講座、地域における防災訓練等、様々な地域貢献活動を積極的に実施している。</p> <p>今後は、施設全体で地域の福祉ニーズ把握に努め、把握したニーズから事業・活動の目的を定めた、公益的な事業・活動計画を作成し、組織的かつ継続的に取り組みをしてほしい。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について	a・b・c

	共通の理解をもつための取組を行っている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の行動指針に子どもの人権の尊重について明示しており、入所者権利擁護規程、養育基本方針が定められている。新任職員研修では、養育基本方針を配布し、常に確認できるようにしているだけでなく、施設内研修ではロールプレイングにより学びを深めている。</p> <p>今後は、年2回実施している人権擁護のためのチェックリストの結果をもとに改善に向けた取組を組織的に行ってほしい。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者個人情報保護規程や養育基本方針を策定し、日常の対応等に関する配慮を明示している。また、子どもの部屋は個室でありプライバシーが確保されている。</p> <p>今後は、プライバシー保護に関する研修の実施、施設としての姿勢を外部に示すプライバシーポリシーの制定、個人情報保護規程になかった流出・漏洩への対応等についての条項も整備してほしい。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念が明示された森の風学園のしおりは、イラストや写真を多く使い子どもたちにも理解できるようにしている。年2回発行の広報紙は広報委員会が作成し、ブログも定期的に更新し、新しい情報を発信している。しかし、広報紙は寄付者に配布するのみで保護者や地元地域等には配付していない。</p> <p>今後は、保護者や地元地域、関係機関等への広報紙の配付を含め、情報提供について広報委員会等で見直しを検討してほしい。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもや保護者等には入所時の説明資料等により、わかりやすく説明している。また、自立支援計画については子どもの意向を尊重しながら策定、見直しを行っている。意思決定が困難な子どもや保護者等については、家庭支援専門相談員が個別の状況に配慮し、対応していることは、聴き取りの中で確認できた。</p> <p>今後は、説明を受けた内容に同意したことが書面でわかるようにほしい。また、意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮は、組織的に理解することが必要なので、ルール化し、文書にしてほしい。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>措置変更、家庭復帰の際は、子どもの意向を尊重したうえで、行政と協働し、支援が継続できるよう配慮している。また、退所した子どもに対しては「子どもの巣立ち見守り事業」の中で自立支援担当職員を窓口に行っているが、不在時は誰でもいいので話をしよう伝えている。</p> <p>今後は、他施設への移行や家庭復帰の際の引継ぎ手順の文書化や、退所後の相談対応を継続するためにも相談の流れや連絡先を明記した文書等を作成し、子どもたちに配付してほしい。</p>		
<p>Ⅲ—1—（3）子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ—1—（3）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別の相談や意向の聴取等は日常の場面で行われている。また、高校生を対象とした子ども部会では、職員も参加し子どもの満足度を把握している。食事についても嗜好調査を行い子どもの意見を集約し、メニューの見直しを検討している。</p> <p>今後は、第三者評価にあたって行われた利用者アンケートの集計結果を踏まえて課題を分析するとともに、具体的な改善に向けて子ども部会の場を活用した取組を進めてほしい。</p>		
<p>Ⅲ—1—（4）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の体制は整備されて、各ユニットにはわかりやすくした掲示物を貼り出している。各ユニットの入口には意見箱が設置されている。また、出された苦情への対応策や解決結果についてはホームページで公開している。</p> <p>今後は、苦情や意見、要望等を申しやすい取組として、第三者委員の相談会や年齢に応じたアンケートの実施等を検討してほしい。</p>		
35	Ⅲ—1—（4）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>他者に聞かれることなく相談や意見を述べることができる心理療法棟や親子訓練室がある。また、保護者からの相談、意見等については家庭支援専門相談員が窓口となり、その内容については連絡・面談記録に書いている。</p> <p>今後は、相談や意見を述べる際の方法や誰にでも相談できること等を説明した文書を作成し、わかりやすい場所への掲示と子どもや保護者に配付するようにしてほしい。</p>		
36	Ⅲ—1—（4）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>意見箱が各ユニットの玄関に置かれ、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の氏名も掲示されている。職員は子ども部会や日常のいろいろな機会を捉えて相談や意見を聞き、記録に残している。</p>		

<p>今後は、相談や意見等があったときの記録の方法や報告の手順、対応策の検討方法、検討に時間を要する場合の説明方法等をまとめたマニュアルを整備し、定期的な見直しも含め組織的に対応してほしい。</p>		
<p>Ⅲ—１—（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>緊急時対応マニュアルや事故発生後のフローを整備し、各ユニットの事務所に掲示している。また、安全・安心を脅かす事例は破損届けにより報告されている。</p> <p>今後は、収集した事例をもとに改善策や再発防止策を組織的に講じる取組ができるよう、リスクマネジメント委員会を組織してほしい。さらに、ヒヤリハット報告書には再発防止策や改善策を記入できるようにしてほしい。</p>		
38	<p>Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナウイルス感染対策マニュアル等が整備され、職員の責任と役割が明確にされている。感染予防、嘔吐物処理等については施設内研修を開催しており、各ユニットにおける予防策、感染拡大防止策も徹底していることを確認した。</p> <p>今後は、各種マニュアルの職員への周知の徹底と定期的な見直しが組織的に行われるようにしてほしい。また、マニュアルには作成日や改訂日を入れ、見直し等の経過がわかるようにしてほしい。</p>		
39	<p>Ⅲ—１—（５）—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>消防計画やリスクの高い土砂災害時の避難確保計画、防災管理規程の中に災害時の対応体制が定められている。避難訓練も複数の災害を想定して毎月実施している。不在時の安否確認は、職員及び高校生はLINEを活用し、小・中学生は学校と連携して確認している。備蓄食料品を使った3日分の献立を作成し、非常時に備えている。</p>		

### Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本理念や行動指針に基づく養育・支援ができるよう養育基本方針を職員にそれぞれ配付している。また、実践の場で活用できるようにするため施設内研修や個別指導等で理解を図っている。しかし、養育基本方針に基づいた養育・支援が適切に実践されているかの確認は、十分ではない。</p> <p>今後は、確認ポイントを明示し、職員間で共有しながら確認する仕組みを作してほしい。</p>		

い。		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年2回開催される自立支援計画策定会議や毎月の処遇会議の場で現状を把握しながら見直しをしている。令和5年7月には、はじめて養育基本方針の見直しを行った。</p> <p>今後は、定期的にPDCAサイクルにより見直しを行えるようにするとともに、子どもからの意見や提案も反映されるようにしてほしい。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長を自立支援計画策定責任者として選任している。自立支援計画には子ども一人ひとりの具体的なニーズに基づいた養育・支援の内容等が明示されているが、その内容に子どもや保護者が同意していることが文書化されていない。</p> <p>今後は、同意していることがわかるよう文書化してほしい。併せて、アセスメント手法を確立し、適切なアセスメントが実施されるようにしてほしい。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年2回開催される自立支援計画策定会議や毎月行っている処遇会議の中で計画どおりに行われているかを確認し、変更時の周知も行われている。</p> <p>今後は、自立支援計画の策定から実施、評価、見直しまでのプロセスを計画途中での変更も含めてマニュアル化し、職員が共通の認識、手順で進められるようにしてほしい。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々の子どもの状況や養育・支援の実施状況は、入力システムにより記録しており、職員はそれを確認することができる。また、記録の書き方や表記の仕方等について統一が図れるように手引きを作成し、配付している。しかし、システムの対象外のことについては情報の流れが確立していない。</p> <p>今後は、職員に必要な情報、重要な情報が適宜、的確に届くよう情報共有の仕組みを整備してほしい。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人情報の保護や情報の開示、利用等に関する規程を整備し、責任者も配置して管理をしている。</p> <p>今後は、不適正な利用や漏洩等に対する対策と対応について検討するとともに、職員に</p>		



対する研修も実施してほしい。また、管理する記録の保存期間や場所の取り決め等についても検討してほしい。

## 内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所者権利擁護規程を整備するとともに、外部講師による権利擁護研修会を定期的に行っている。また、年2回人権擁護のためのチェックリストを職員全員が行い、集計している。</p> <p>今後は、チェックリストの集計結果を踏まえ、改善が必要な項目について組織的に取り組んでほしい。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年代に合わせた子どもの権利ノートを配布している。日常生活の中で、場面や年齢に応じて職員が介入し、一人ひとりが大切な存在であることを伝えている。まわりの子どもたちに対する思いやりが見えたときは褒め、自己肯定感が高まるようにしている。</p> <p>今後は、配付している子どもの権利ノートを積極的に活用し、年齢等に応じた理解が進むよう取り組んでほしい。</p>		
A—1—（3）生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年齢や発達段階、個別の事情を考慮しながら慎重に対応しているが、職員の対応一つで不安定になることもあるので、家庭支援専門相談員が職員会議等で子どもたちへの伝え方や伝える内容等について共有を図るようにしている。子どもたちが自らの成長がわかるように「お家のアルバム」を制作し、それぞれの部屋に置いている。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>就業規則や入所者権利擁護規程には、人権の尊重や不適切な関わりを防止するための条項があり、就業規則には懲戒処分について規定されている。また、不適切な関わりについて子どもが自ら訴えることができるように研修を行ったこともある。</p> <p>今後は、子ども自らが訴えることの大切さが理解できるよう定期的に学び合う機会をつくとともに、掲示などにより広く周知するなど取り組んでほしい。</p>		
<p>A—1—（5）支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時には、児童相談所と連携しながら、それまでの生活と特性の把握に努め、子どもが安心できる環境づくりに心掛け、不安を軽減できるように配慮している。また、子どもがこれまで築いてきた人間関係を損なうことがないよう家庭交流や職員との交流を図るなど対応している。一人暮らしやお金の管理など退所に伴う不安についても担当職員だけでなく、すべての職員が相談を受ける体制をつくっている。</p>		
A⑥	<p>A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日常の様々な機会を捉え子どもたちのニーズを把握し、退所前の不安な気持ちに寄り添っている。また、「子どもの巣立ち見守り事業」として、退所後の生活上の問題などにきめ細かく対応している。退所後の生活で必要な社会資源についても行政等と連携しながら必要な情報を提供している。子どもたちへは、退所後に孤立しないよう来園を促し、来たときには話を聞く機会をできるだけ多くつくっている。</p>		

## A—2 養育・支援の質の確保

<p>A—2—（1）養育・支援の基本</p>		
A⑦	<p>A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。</p>	<p>a・①・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、子どもたちから日々の出来事や悩みなどについて話を聞くよう努め、励ましたり助言するなど受容的・支持的な態度で寄り添っている。さらに、ユニットごとの輪番制で施設内研修を実施するなど、子どもを理解するための取り組みをしている。</p> <p>また、子どもに行動上の問題等があった場合は、心理療法担当職員をはじめとする職員と児童相談所等の関係機関が連携して問題解決に努めている。今後は、子どもを支援するためのツールとしてアセスメントシートを活用してほしい。</p>		
A⑧	<p>A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>子どもたちの生活状況や子どもとの対話を通じて、一人ひとりのニーズに沿った支援を行うことにより、基本的欲求が満たされるよう努めている。</p> <p>低年齢児へは、添い寝するなど安心感を得られるよう配慮している。また、高校生の場合は、アルバイトやスマホの所持を認めているが、それらに関する決まりごとについては資料を基に説明している。</p> <p>生活の決まりについては、子どもたち自らが決まりごとについて話し合いをするなど、子どもの意思を尊重するようにしている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども部会を設置し、施設行事の際に子どもたちが役割を持ち職員の手伝いをしたり、職員と共に生活での改善点について協議するなど、これらの活動を通じて社会性を身に付け自信を持って行動できるよう支援している。</p> <p>地域小規模児童養護施設（花丘家）では、高校生が月に1回集まり、日常生活の問題や課題について主体的に検討する機会を確保し、テレビを見る時間や門限などの生活の決まりについてルールの見直しなどを行っている。</p> <p>日常生活では、子どもたちの主体性を大切にしながら見守り、場面場面に応じてフォローするよう努めている。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちの発達状況や特性に合わせて、ピアノの利用、自転車・図書・ゲーム機器の貸し出しなど子どもたち自らが遊びを選択できるようにしている。今年度から新たに宅配レンタルサービスの利用を開始し、DVD鑑賞ができるようにした。図書に関しては、子どもたちに読みたい本をヒアリングし、ニーズに沿った本を揃えるようにしている。</p> <p>また、季節に応じた行事（例：キャンプ、登山、スキーなど）を設定することにより、様々な体験ができるよう配慮している。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちと一緒に家事をしたり、日々声かけをすることにより、基本的な生活習慣が確立できるよう支援している。また、職員と共に外出した際には、交通ルールや公共交通機関の利用方法などを教えるようにしている。さらに、金銭管理については、お小遣い帳をつけるよう促しており、欲しい物があつた場合は、お金を貯めて買うことなどを教えている。</p> <p>高校生には、携帯電話の使用を認め、使用する場合の留意事項（約束ごと）について説明をし、本人がその内容を理解したか確認のうえ貸与している。</p>		
A—2—(2) 食生活		

A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事時間は、下校時間に応じて柔軟に設定されている。職員は子どもたちと一緒に食事を摂りながら、楽しく和やかな雰囲気の中で食事ができるよう配慮している。</p> <p>体調が悪い子どもに対しては、お粥やうどんなど消化がよい食べ物を提供するなど、子ども一人ひとりの健康状態に配慮した食事が提供されている。また、食育についてはテーマを決め、行っている。</p> <p>子どもたちの嗜好については、年2回嗜好調査を行い、食事の満足度や好き嫌い等について把握し、献立に反映させている。毎月、給食委員会を開催し、子どもたちの喫食状況の把握や献立等について話し合いの場を設け、職員間で情報共有するよう努めている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちの発達状況に応じて、適切なサイズの衣類を着用するようにしており、高年齢児については、衣類を自分自身で選び、好みにあったものが購入できる機会を確保している。</p> <p>衣類の保管については、「下着」「靴下」などのシールを収納ケースに貼り付けし、一目で保管場所がわかるような工夫がされている。</p> <p>洗濯後の衣類については、子どもたち自らがしまうこととしているが、収納が上手くできない子については、まず子どもたちに収納させた後、職員と共にしまい方を確認するなど収納の仕方を学べるようにしている。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりに個室が提供され、各部屋にはベッドや洋服の収納ケースが配置されている。部屋は、それぞれの好みに応じて飾り付けをしたり、ぬいぐるみ等を置いたり、安心できる自由な空間を作っている。</p> <p>高年齢児はシャンプーやリンス、洗顔フォームなどの日用品等について、自分の好みの物を購入して使用できるようにしている。</p> <p>食堂やリビングなどの共有スペースは、平日は職員が掃除を行っているが、休日は子どもも職員の掃除を手伝うなど整理整頓がされており、美化に努めている。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<コメント>		

<p>健康管理については、看護師を中心に行っているが、職員は毎朝子どもたちの検温や体調確認を行い、健康状態の把握に努めている。</p> <p>服薬が必要な子どもについては、薬入れポケットを活用すると共に支援引継ぎ簿で服薬の有無を管理している。</p> <p>また、感染症が疑われる場合は、隔離するための部屋が設けられ、感染症対策も図られている。</p> <p>さらに病気やケガへの対応だけでなく、子どもたちの心理・情緒面での健康にも配慮し、心理療法担当職員を配置し、言語的なカウンセリングや遊戯療法、生活場面面接などを実施している。</p>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>看護師（「思春期保健相談士」所持）を中心に性教育などを行う保健委員会を設置している。マニュアルを基にイラストや資料を用いて、子どもたちの年齢や発達状況に応じた性教育を行っている。また、実施後は、報告書を作成し、子どもたちの生活上の課題や実施内容、プログラム中の様子などを記録している。</p> <p>職員については、外部講師を招いて研修会を開くなど性について正しい知識を習得し、子どもたちに対して性教育を実施できるよう努めている。</p>		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに行動上の問題があった場合は、心理療法担当職員が主となり、話をよく聞き状況把握に努めている。そのうえで、原因・問題点を明確にし対応策を検討するようしており、児童相談所等関係機関とも連携を図っている。</p> <p>施設内で暴力・暴行事故があった場合の対応についてはマニュアル化されているが、対応方法に改善点がないかなど見直しする機会を設けてほしい。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども間の暴力、いじめ、差別などが施設内で生じないようにするための予防策として、生活グループの構成を工夫したり、子どもたちに対して相手を思いやる気持ちを持つことや優しい言葉掛けをすることなどを日常的に伝えている。</p> <p>ケアニーズの高い子どもについては、児童相談所や学校等関係機関と連携しながら支援に努めている。</p> <p>事故やトラブルがあった場合は、緊急時対応マニュアルや事故発生後のフローに基づき迅速に対応するよう、職員全体で共有している。</p>		
A—2—（8）心理的ケア		

A⑱	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理療法担当職員2名（男性常勤職員1名、女性非常勤職員1名）を配置し、性差間に起こる話しづらさ等にも配慮しながら、子どもに対する心理的な支援を行っている。</p> <p>心理療法棟は子どもたちが落ち着いてケアが受けられるよう各部屋の壁紙の色にも配慮し、生活面接・場面面接など多岐に渡った面接手法を取り入れ、箱庭療法・遊戯療法など治療目的の手法を用いて心理的ケアに努めている。</p> <p>また、自立支援計画策定会議には心理療法担当職員も参加しており、施設全体で心理的支援の目的が共有され機能している。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちには一人ひとりの学習機があるが、受験を控えている子どもなどには、集中して勉強ができるよう別室を用意するなど、学習のための環境づくりに配慮している。</p> <p>子どもたちの学習支援のため、園内学習塾や受験対策委員会を設置している。園内学習塾では、中学校入学前の子どもたちに対して英語の学習指導を行ったり、進学や就職を控えている子どもたちに対して面接練習などを実施している。</p> <p>また、低年齢児については、音読の宿題のため直接処遇職員が朝昼晩と交代で子どもの支援を行ったり、忘れ物を減らすため、玄関近くの棚に「ハンカチ入れ」を設置するなどの工夫が見られる。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>進路選択では、子どもの意向を尊重したうえで、保護者、学校、児童相談所とも情報共有を図りながら支援をしている。</p> <p>高校卒業後の進路選択では、フローを用いて説明をしており、進路決定のための経済的な援助の仕組みは、必要に応じて情報提供を行っている。</p> <p>また、高校を卒業して進学または就職した子どもであっても、継続的な養育を行う必要がある場合は、措置延長を利用するなど支援を継続している。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アルバイトは高校生以上とし、「アルバイトをするための約束」を遵守し、学業との両立が可能と認められた場合に許可されている。現在アルバイトしている子どもは数名いるが、自ら見つけてくる場合や施設が紹介する場合がある。</p> <p>また、障がいがある子どもの場合は、支援学校と障害者就労支援センター等が密に連携し、支援をしている。</p> <p>職場実習や職場体験、アルバイト等を行うことは社会経験を積む大切な機会である</p>		

<p>め、子どもの状況に応じて必要な情報をアルバイト先や実習先に伝えるなど連携を図りながら、今後も子どもの自立に向けて支援してほしい。</p>		
<p>A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A⑳	<p>A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の相談窓口は家庭支援専門相談員が担当している。支援方針は、施設入所時に家族に口頭で説明している。</p> <p>また、各家庭の状況に応じて、面会時の送迎を職員が行ったり、送迎時に子どもから面会時の様子について話を聞くなど、子どもと家族の継続的な関係づくりに寄与している。</p> <p>面会等が困難な家庭の場合は、支援方針に応じて子どもの成長記録や施設及び学校の様子、近況がわかる写真、成績などと共に家庭支援専門相談員からの手紙を添えて、家族にお知らせしている。</p> <p>今後は、現在、作成を進めているパンフレットを活用し、家庭支援専門相談員の役割を具体的に説明する他、年2回発行している広報紙を家族に送るなど、施設と家族との信頼関係づくりに努めてほしい。</p>		
<p>A—2—(11) 親子関係の再構築支援</p>		
A㉑	<p>A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもとの関わり方や支援方法等について、家庭支援専門相談員がイラストや文章で保護者にわかりやすく伝える工夫をしている。</p> <p>施設には、家族交流・宿泊施設があり、子どもと保護者が一緒に食事を摂るなど家族との関係が継続できるよう配慮している。</p> <p>しかし、ケースの見立てや改善ポイント等について、直接処遇職員や職員全体で話し合うことが不足しているため、施設内の各種会議を上手く活用するなど、職員全体で共通理解が図れるよう工夫してほしい。</p>		